

石川県公報

平成 24 年 3 月 9 日

第 1 2 4 7 3 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

救急病院の指定	(医療対策課)	1
保安林の指定予定	(森林管理課)	1
保安林の指定	(同)	2

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	2
争議行為の通知公告 (労働企画課)	2
土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 (経営対策課)	3
肥料登録有効期間更新公告 (農業安全課)	4
土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更認可公告 (都市計画課)	4

選挙管理委員会

県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	4
---------------------------------------	---

県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	4
県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	5
県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	5

内水面漁場管理委員会

共同漁業権漁場の平成24年度目標増殖量	5
漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正	7

雑 報

入札公告	7
------	---

告 示

石川県告示第100号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成24年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成24年3月1日	平成27年2月28日

石川県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
金沢市芝原町ワ15、16の1・17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、21、22
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第102号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
羽咋郡志賀町酒見壱1、2の1、3の1、7の3
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成24年2月28日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ふらっと
- 代表者の氏名
西畑 佳幸
- 主たる事務所の所在地
加賀市山中温泉長谷田町への91番地1
- 定款に記載された目的
この法人は、在宅で介護が必要な高齢者・障害者(児)・乳幼児や児童に対して、居宅介護サービスに関する事業を行い、また、地域で生活する子どもや障がいを持つ人、及び地域住民が気軽に交流できる場所を提供することによって、年齢や障がいの有無に関係なく、お互いが尊重し合いながら共に生きるというノーマライゼーションの理念のもとに、住み慣れた地域で共に暮らし続けていくことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 鈴木

森夫 から、次のとおり争議行為を行う旨平成24年3月2日通知があった。

平成24年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事 件

賃金引き上げ等の要求

2 日 時

平成24年3月15日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場 所

金沢市赤土町213番地6 社会福祉法人恩賜財団石川県済生会金沢病院、金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川総合病院、金沢市田中町は16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター、加賀市山中温泉上野町ル15番地1 社団法人地域医療振興協会山中温泉医療センター、金沢市石引4丁目3番5号 医療法人財団松原愛育会松原病院、金沢市沖町ハ15番地 金沢社会保険病院、七尾市本府中町ワ7番地 医療法人社団松原会七尾松原病院、七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園、七尾市富岡町94番地 社会医療法人董仙会恵寿総合病院、羽咋市柳橋堂田53番地1 社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所、能美市寺井町ウ84番地 社団法人石川勤労者医療協会寺井病院、能美市寺井町ウ84番地 社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里、小松市下粟津力55番地 社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所、輪島市堀町1字13番2 社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所、金沢市平和町3丁目5番2号 社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり、金沢市京町20番3号 社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢市京町24番14号 社団法人石川勤労者医療協会、金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所、金沢市大豆田本町甲278番地 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて、金沢市京町20番50号 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし、金沢市平和町3丁目5番2号 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ、金沢市上荒屋1丁目39番地 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい、金沢市天神町1丁目18番37号 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにし、小松市一針町ホ47番地 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし、小松市粟津町み1番地 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる、羽咋市川原町ア60番地1 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの、金沢市京町24番14号 社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業共同組合、金沢市北安江2丁目10番18号 社団法人石川勤労者医療協会おたっしゃホーム城北、金沢市山王町2丁目75番地 社団法人石川勤労者医療協会ともだち村デイサービス、金沢市浅野本町2丁目23番21号 社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと、羽咋市石野町ト40番地 社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里における組合員が従事する全職場

4 概 要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成24年3月12日から同年4月10日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成24年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
鶴来土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	白山市役所

肥料登録有効期間更新公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。
平成24年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川県 第204号	魚廃物加工 肥料	フィッシュ ブラウン15	窒素全量 6.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 1.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	社団法人 金沢市 中央市場運営協会 金沢市西念4丁目 7番1号	平成27年 4月7日

土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 組合の名称
野々市町中南部土地区画整理組合
- 事務所の所在地
野々市市三納二丁目119番地
- 設立認可の年月日
平成11年2月10日
- 変更認可の年月日
平成24年3月2日
- 変更の内容
組合の名称
野々市町中南部土地区画整理組合を野々市市中南部土地区画整理組合に変更する。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年3月9日

石川県選挙管理委員会

18,903人

石川県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年3月9日

石川県選挙管理委員会

224,184人

内 共 第 3 号 (柴 山 瀧)		30,000	25,000			25						
内 共 第 4 号 (白 山 手 取 川)	1,445 (413,000)			11,000	22,000							
内 共 第 5 号 (新 丸)	105 (30,000)			10,000	4,000							
内 共 第 6 号 (大 杉 谷 川)	123 (35,000)			6,000	4,000							
内 共 第 7 号 (金 沢)	850 (243,000)			5,000	16,000							10,000
内 共 第 8 号 (金 沢)	920 (263,000)			3,000	6,000							
内 共 第 9 号 (金 沢)	100 (29,000)				3,000							
内 共 第 10 号 (大 海 川)	210 (60,000)			4,000	5,000							
内 共 第 11 号 (邑 知 瀧)		23,000	23,000									
内 共 第 12 号 (鯉 ケ 浦)		14,000	1,000			10	100					
内 共 第 13 号 (舟 尾 奥 原 瀧)						10						
内 共 第 15 号 (輪 島 川)	280 (80,000)											3,750
内 共 第 16 号 (白 山 手 取 川)				18,000	15,000							
内 共 第 17 号 (白 山 手 取 川)				19,000	4,000							
内 共 第 18 号 (白 山 手 取 川)				15,500	2,000							
内 共 第 19 号 (白 山 手 取 川)				1,800	1,000							
内 共 第 20 号 (白 峰)				8,000	6,000							
内 共 第 21 号 (白 峰)				8,000	6,000							
内 共 第 22 号 (白 峰)				66,500	8,000							
内 共 第 23 号 (白 峰)				1,300	500							
内 共 第 24 号 (白 峰)				1,300	500							
内 共 第 25 号 (代 表 町 野 川)	210 (60,000)	10,000										
内 共 第 26 号 (動 橋 川)												2,000
内 共 第 27 号 (金 沢)												5,000
内 共 第 28 号 (金 沢)												3,000
内 共 第 29 号 (町 野 川)												2,000
計	5,593 (1,599,000)	83,000	52,500	205,400	121,000	75	100	1,250	2,000	5,000	12,000	13,750

注 1 こい及びふなについては、1尾の全長の平均を5 cm以上とする。

2 いわな及びやまめについては、1尾当たりの重量を3 g以上とする。

3 あゆの尾数については、1尾当たり3.5 gとしての換算概数とする。

4 たいりくばらたなごについては、1尾当たり4 gとしての換算概数とする。

- 5 むまちちぶについては、1尾当たり5gとしての換算概数とする。
- 6 てながえびについては、1尾当たり4gとしての換算概数とする。
- 7 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

石川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止（平成16年石川県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成24年3月9日

石川県内水面漁場管理委員会
会 長 伊 藤 勝 昭

2中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

雑 報

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年3月9日

石川県公立大学法人理事長 寺 西 盛 雄

1 一般競争入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

平成24年度石川県公立大学法人損害保険 一式

(2) 調達の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 保険期間

平成24年4月1日午後4時から平成25年4月1日午後4時まで

(4) 入札方法

本契約に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。

2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県の契約に係る入札参加停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 保険業法（平成7年法律第105号）の規定に基づき、損害保険業免許を受けている者であること。

(4) 保険会社の世界的な基準として通常使用されているスタンダード&プアーズ社（S & P）の格付けにおいて「A -」以上を取得している者であること。他の格付け会社の場合は、同等基準以上とする。

3 入札説明書及び仕様書等の交付場所等

(1) 交付場所及び問い合わせ場所

〒921-8836 石川県野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人 法人本部

電話 076-227-7553

(2) 交付方法

(1)の交付場所において、書面で交付する。

4 入札参加資格の確認手続等

(1) 提出書類及び提出方法 入札説明書による。

(2) 提出期限 平成24年3月19日（月）午後5時

5 入札の日時及び場所

平成24年3月27日（火）午後2時

石川県野々市市末松1丁目308番地

石川県立大学 大会議室（部屋番号K116。入札後、即時開札する。）

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、この公告、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報等による入札を認めないので、入札参加者は 5 に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札参加者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法

入札した者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札参加者の負担とする。

- (5) その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。